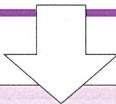


児童手当の支給対象が 拡大されました

児童手当の支給対象が小学校3学年修了前に拡大されました。

改正の内容は下記のとあります。

小学校1年生の保護者の皆様へ (平成9年4月2日生～平成10年4月1日生)



①平成16年3月31日まで児童手当を受給していた方は**手続きの必要はありません**。4月以降も引き続き支給されます。

ただし、**6月の現況届の提出がないと支給されません**。忘れずに提出してください。

②上記以外の方は**新たに認定請求**をしてください。

持参するもの：印鑑

請求者名義の銀行の口座番号のわかるもの

請求者の保険証の写し（国民年金以外の方のみ）

児童手当用所得証明書（町外から転入してきた方のみ）

《平成15年1月2日～平成16年1月1日に転入の方は平成15年度（平成14年中の所得のもの）が必要です。》

《平成16年1月2日以降に転入の方は平成15年度（平成14年中の所得のもの）と平成16年度（平成15年中の所得のもの）の2種類が必要です。》

小学校2・3年生の保護者の皆様へ (平成7年4月2日生～平成9年4月1日生)



受給するには**手続きが必要です**。

①現在受給していない方

新たに認定請求をしてください。

※持参するものは上記②の場合と同じものです。

②現在、就学前児童または小学校1年生がいて受給中の方

手当額が増額となりますので**額改定請求**をしてください。

※印鑑をお持ち下さい。添付する書類は特にありません。

※手続きが必要な方は**9月30日までに**（町外へ転出される方は**転出日までに**）手続きをお済ませください。認定されれば、特例として**4月分から受給できます**。

※公務員の方など、勤務先から手当を受給している方は勤務先へお問い合わせください。